

東京工芸大学研究活動等における不正行為への対応に関する規程

(目的)

第1条 「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第7条第1号の規定に基づき、東京工芸大学（以下「本学」という。）における研究活動及び制作活動（以下「研究活動等」という。）における不正行為への対応に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学で研究活動等に携わる者による行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより生じる、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) ねつ造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ・研究活動等によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 公的研究費の不正使用：関連諸法令や本学諸規程等に反した、公的研究費の不適正な受給、管理及び執行。
- (5) その他：研究成果の発表における不適切なオーサiershipや二重投稿、人権等への配慮を欠いたデータの収集など、研究者倫理に反する行為。

2 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省並びに各府省の所管する独立行政法人（以下「配分機関」という。）からの競争的研究費を原資とし、本学に配分され本学の責任において管理する研究費をいう。

(不正行為への対応に関する体制)

第3条 この規程において取扱う不正行為への対応に関する責任者として、「東京工芸大学における公正な研究活動に関する規程」第4条第2号に定める統括管理責任者（以下「責任者」という。）のうち1名を充てる。

2 「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第7条第1号に基づき設置される、不正行為疑義に関する調査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 責任者
- (2) 研究倫理教育・コンプライアンス推進責任者（「東京工芸大学における公正な研究活動に関する規程」第4条第3号）
- (3) 本学教職員のうち、責任者が指名する者
- (4) 本学に属さない第三者で専門的知識を有する者（弁護士、公認会計士等）

3 責任者は、申立て及び調査等に関して、必要に応じて速やかに学長に報告するものとする。

(不正行為疑義の申立て窓口)

第4条 不正行為疑義の通報及び告発又は相談(以下「申立て」という。)窓口は、「番町総合法律事務所」(以下「法律事務所」という。)又は本学各キャンパス事務部教育研究支援課(以下「教育研究支援課」という。)とする。

2 申立者は、別に定める様式により、前項の窓口で顕名で申立てるものとし、同窓口が申立てを受け付けた場合は、その内容を責任者に報告するものとする。

(申立ての取扱い)

第5条 責任者は、申立ての態様等内容が明示されかつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。

2 責任者は、申立者に対し、必要に応じてその内容を確認・精査し、申立てを受け付けた旨を通知するものとする。

3 責任者は、申立者及び申立ての内容の秘密を守るために適切な方法を講じなければならない。

4 匿名による申立て又は報道等、前条によらない方法で不正行為疑義が指摘された場合は、責任者は顕名での申立てに準じた取扱いをすることができる。

5 責任者は、申立てがあったことのみをもって、申立者及び被申立者に不利益な取り扱いをしてはならない。

(予備調査会の設置)

第6条 責任者は、前条で受け付けた申立て又はモニタリング若しくは内部監査で不正の疑義が生じたときは、申立ての合理性や調査可能性等を調査するため、予備調査会を設置する。

2 申立てがなされたときから30日以内に申立ての内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

3 予備調査会の構成員は、第3条第2項各号に定める構成員から、責任者が指名する。ただし、非公開とする。

4 申立者又は被申立者と利害関係のある者は、予備調査会の構成員から除外する。

5 予備調査会の構成員のうち1名を主査とする。

(予備調査会の任務)

第7条 予備調査会は、申立てがなされた内容が行われた可能性及びその申立て内容について、内部的な調査を行う。

2 主査は、前項による予備調査会の結果を、直ちに責任者へ報告する。

(本調査等の決定)

第8条 責任者は、予備調査の結果、本調査が必要であると判断したときは、30日以内に本調査を開始する。

2 責任者は、本調査を実施することを決定したときは、申立者及び被申立者に対して本調査を

行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

- 3 責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して申立者に通知する。この場合には、配分機関や申立者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 4 責任者は、本調査を実施することを決定したときは、申立てられた事案に係る研究費等の配分機関に本調査の実施及び調査方針、調査対象及び調査方法等を報告し協議するものとする。

(本調査会の構成)

第9条 責任者は、本調査の開始に際して本調査会を設置する。

- 2 本調査会の構成員は、第3条第2項各号に定める者とする。ただし、構成員の半数以上を第3条第2項第4号に定める有識者とする。
- 3 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 本調査会構成員のうち1名を主査とする。
- 5 申立者又は被申立者と利害関係のある者は、本調査会の構成員から除外する。

(本調査の通知)

第10条 責任者は、本調査会を設置したときは、本調査会構成員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた申立者又は被申立者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、責任者に対して本調査会構成員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る本調査会構成員を交代させるとともに、その旨を申立及び被申立者に通知する。

(本調査の対象)

第11条 本調査の対象は、申立てられた事案に係る研究活動の他、本調査会の判断により、本調査に関連した被申立者の他の研究を含めることができる。

(本調査の実施権限)

第12条 本調査会は、申立てられた事案に係る研究活動の不正行為について、次の各号の事項について権限を有し実施する。

- (1) 当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ、当該研究費の証憑書類、その他資料の精査：必要に応じて、調査対象の公的研究費の使用停止を命ずる。
- (2) 関係者へのヒアリング：必要に応じて、本学以外の研究機関等へ通知し、協力を依頼する。
- (3) 被申立者による弁明の聴取
- (4) 再現性を示すための、被申立者への再実験の要請：本調査会がその必要性を認める場合は、再実験に要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障し、本調査会の指導・監督の下実施する。

(5) その他、本調査会で必要と認めた調査方法

- 2 本調査会は、調査が必要なときには、関係する研究室及び実験室等の立入りを禁止することができる。
- 3 申立者、被申立者及びその他当該申立に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、本調査会の調査に誠実に協力しなければならない。

(証拠の保全)

第13条 本調査会は、本調査を実施するに当たって、申立てられた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 申立てられた事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外のときは、本調査会は、申立てられた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 本調査会は、調査の措置に必要な場合を除き、被申立者の研究活動を制限してはならない。
- 4 本調査会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(本調査の中間報告)

第14条 本調査会は、本調査の終了前であっても、申立てられた事案に係る研究費等の配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告又は進捗状況報告を配分機関に提出するものとする。

- 2 調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 3 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

(認定の手続)

第15条 本調査会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠をもとに、客観的かつ総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。ただし、被申立者の自認のみに基づき不正行為の認定を行うことはできない。

- 2 本調査会が不正行為と認定する場合は、次の各号もあわせて判断するものとする。
 - (1) 不正行為の内容及び故意性並びに悪質性
 - (2) 不正行為に関与した者とその関与の度合
 - (3) 不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - (4) その他、不正行為の認定に必要な事項
- 3 被申立者が、申立てられた事案に係る不正の疑義を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、必要に応じて第12条第1項第

3号に定める再実験を行うなど、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 4 被申立者が、実験・観察ノート、生データ等本来存在すべき研究活動等に関する基本的な要素の不足により、申立てられた事案に係る不正の疑義を覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。ただし、被申立者が善良なる管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず災害等により失われた場合や、適切な保存期間を超えていた場合はこの限りではない。
- 5 本調査会は、調査の結果、申立てられた事案が不正行為でなく、かつ悪意に基づく申立てであるものと判明したときは、あわせてその旨を認定する。ただし、この認定を行うに当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。

(本調査結果の報告)

第16条 本調査会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査結果をまとめ、学長へ報告する。

- 2 学長は、不正行為が認定されたとき又は前条第5項の悪意に基づく申立てであるものと判明したときは、速やかに理事長へ報告し、本学就業規則等の学内規程に基づく懲戒委員会等の設置を求める。
- 3 責任者は、調査結果（不正行為が認定されたとき又は前条第5項の悪意に基づく申立てであるものと判明したときを含む。）を申立者及び被申立者（申立者又は被申立者が本学以外に所属する場合は、当該所属機関も含む。）に報告するとともに、不正と認定された論文の取下げを勧告するなどの必要な措置を講じる。

(配分機関への報告)

第17条 学長は、申立てがなされたときから210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。

(不服申立て)

第18条 不正行為と認定された被申立者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、本調査会に対して書面にて不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 第15条第5項に定める、悪意に基づく申立てと認定された申立者（被申立者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく申立てと認定された者を含む。）は、その認定について、前項と同様、書面にて不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、本調査会が行う。
- 4 責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、本調査会の構成員の交代、若しくは追加、又は本調査会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、本調査会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 5 本調査会は、不服申立てに対する再調査の実施の可否について速やかに決定し、学長に報告

する。学長は、不服申立者に対しその決定を通知するものとする。

6 本調査会が、当該事案の再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきものと決定し、かつ不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことも併せて不服申立者に通知する。

7 本調査会は、被申立者から不服申立てがあったときは申立者に対して通知し、第18条第2項に該当する申立者から不服申立てがあったときは被申立者に対して通知するものとする。また、その当該事案に係る配分機関に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定若しくは再調査の結果についても同様とする。

(再調査)

第19条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、本調査会は、不服申立者に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立者が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

2 前項に定める不服申立者からの協力が得られない場合には、本調査会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、本調査会は、直ちに学長に報告する。学長は、不服申立者に対し、その決定を通知する。

3 本調査会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得る。

(調査結果の公表)

第20条 学長は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、本調査会構成員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被申立者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあ

ったこと、被申立者の氏名・所属、本調査会構成員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 6 責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、申立者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、本調査会構成員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(守秘義務)

第21条 この規程に係る全ての関係者は、個人情報保護のために職務上知り得た情報を他に漏えい又は私事に利用してはならない。

- 2 この規程に関連して知り得た情報が、故意又は重大な過失により漏えいしたときには、本学就業規則等の内部規程に基づく厳正な処分を行う。

(事務)

第22条 この規程に係る事務は、教育研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、全学研究支援委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。